

薬 第 6 2 3 1 号
令和 8 年 3 月 4 日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定
について (通知)

このことについて、令和 8 年 3 月 4 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物 4 物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和 8 年厚生労働省令第 20 号) で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して 10 日を経過した日 (令和 8 年 3 月 14 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先

献血・薬物対策グループ 福田

電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
 - 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
 - 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
 - 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
 - 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
 - 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
 - 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
 - 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
 - 神奈川県麻薬卸売協会会長
 - 神奈川県製薬協会会長
 - 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長